定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補填債」という。）、平成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補填債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補填債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補填債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補填債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補填債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補填債」という。）、平成二十七年度において（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補填債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度減収補填債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十二日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補填債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補填債」という。）、平成三十一年度において「平成三十一年度地方債同意等予定額について（平成三十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補填債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補填債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補填債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補填債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補填債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補填債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補填債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十二日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補填債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補填債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成三十年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補填債」という。）、平成三十一年度において「平成三十一年度地方債同意等予定額について（平成三十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補填債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補填債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補填債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補填債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補填債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補填債」という。）、平成二十七年度において